

『富士の闇を暴く』訴訟 今際美弁護士らが完全勝訴

# 富士の闇を暴く 言論弾圧に司法が鉄槌

批判的な記事を書かれると、高額の名譽毀損訴訟を起こして言論を抑圧する——こんな富士の「戦略」に対し、「不当」という判決が東京地裁で下された。報道や弁護士活動への圧力を目的とした提訴が目立っているなか、その違法性が明確になった。

北健一

三月三〇日、富士のマスコミ工作がまた明らかになった。『週刊文春』のスクープで、『週刊朝日』が取材協力費として五〇〇万円を富士から受領し、丸抱え連載に「協力・富士」といったクレジットも出していることがわかった。『朝日』は「タイアップ記事をめぐる不手際を反省」とコメントする一方で、「不正なやりとりはまったくなく」と釈明するが説得力は乏しい。

は絶対に後追いしない」という自信が富士幹部にあったからだ。まさに、「アメとムチ」を巧みに使ったメディア操作にはかならない。

## 「武井」男の横暴「生々しく

東京地裁（藤山雅行裁判長）が、富士による裁判を悪用した言論弾圧を断罪する判決を言い渡したのは、奇しくも『週刊朝日』問題が発覚した日だった。

判決が出たのは、富士が『富士の闇を暴く』という本を書いた新里宏二、今際美、宮田尚典各弁護士と同書を出版した同時代社（川上徹社長）を訴えた名誉毀損訴訟と、新里弁護士らが富士による違法な提訴で損害を被ったとして富士に反訴、武井保雄前会長を訴えた損害賠償請求訴訟である。

富士は特に第三者請求（債務者の家族など支払い義務のない人からの取り立て）を中心に貸金業務への批判に猛反発、事実と反する記述で名誉が毀損されたとし五五〇〇万円と出版差し止めを請求した。

これらの裁判の判決で藤山裁判長は、第三者請求について「社会通念上十分非難に値する行為があった」。また武井氏の二男である武井健晃代表取締役専務について、「ノルマを達成できない支店に対し」「この野郎、ボケてんのか」といった極めて激しい口調で罵倒する」等と、富士商法の理不尽に踏み込む事実認定を重ね、「富士の闇を暴く」の記述の正しさをはっきりと認めた。

『朝日』だけではない。富士はテレビ局と全国紙を中心に年間一五〇億円もの広告費をばら撒くなど、カネにものを言わせてマスコミをコントロールしてきた。『夕刊フジ』は富士問題に取り組む今際美弁護士を攻撃する連載までしている。

「闇を暴く」は従業員に対する過酷なノルマや無理を取り立て、盗聴に至るまで同社の「闇」の全体像を解明、追及した先駆的告発本だが、武

新里弁護士らを訴えたことについては、「請求が認容される余地のないことを知悉しながら、あえて批判的言論を抑圧する目的で行われた」とし、「違法な提訴」と厳しく批判した。武井前会長の責任も認め、富士と連帯して一被告二二〇万円、総額四

## 「不当提訴」に抑止効果

八〇万円の支払いを命じた。

富士に代表されるように、気に入らない報道や弁護士活動を高額訴訟で妨害する政治家や大企業、宗教団体は跡を絶たない。従業員を解雇したワンマン経営者が、労働組合のホームページを訴えた例もある。背景には、与党政治家と最高裁が推し進めた名誉毀損賠償額の高額化

判決後、記者会見する弁護士（左から今際美、山田忠行、新里宏二、澤藤統一郎、宮田尚典弁護士）。（写真撮影／三宅勝久）



がある。判決後の報告集にも、公正証書無断作成疑惑報道でSFCG(旧商工ファンド)から訴えられた『毎日新聞』社会部の伊藤正志記者が駆けつけ、「総額三億五〇〇〇万円もの請求に内心嫌だなあと思うが、へこたれずにペンを執る」と語り、激励の拍手をうけた。

そうしたなかでもきとった勝訴に

新里弁護士は、「大企業が裁判で批判封じを図れば経営トップまで責任が問われるという今回の判決は、裁判を悪用した言論弾圧、弁護士業務妨害への歯止めになる」と話す。

いくら言いがかりの訴えでも裁判を受けて立つ金銭的、時間的負担は重く、被告が勝訴しただけでは「訴えられ損」だ。武富士のような企業

はそこにつけ込み、とにかく訴えてくる。新里弁護士らは降りかかった火の粉を払うだけでなく反訴という形でアクレシブに反撃し、「おかしな裁判を起したらトップが追及される」という貴重な前例を作った。裁判を批判封じに乱用しようとする組織のボスたちは、今後、藤山判決に悩ま

されるに違いない。この追い風を受けながら、カネの力による口封じがない明日のために、ジャーナリスト三宅勝久さんと本誌も武富士・武井氏に対する反撃訴訟を続けている。

きた けんいち・ジャーナリスト。近著に『武富士対言論 暴走する名誉毀損訴訟』(花伝社)。

# 武富士による提訴の違法性に関する東京地裁の判決(要旨)

## 告発記事等を訴えることが違法となる要件

一般には、(すべてが真実とまでは認められず) いわゆる相当性の抗弁が認められて請求が棄却された場合、表現自体の違法性は否定されていないのであるから、訴えの提起や訴訟行為が違法と判断されることは考え難いものと一応言うことができる。

しかし、記事の大部分について真実性の証明があり、一部に真実であるとは言えないがそう信じたことに相当な理由があるというように、部分的に真実性の立証が欠けているにすぎず、かつその部分についても相当性の立証はされているような場合には、表現の自由が民主主義体制の存立と健全な発展のために必要な、憲法上も尊重されなければならない権利であることに鑑み、全体的に見れば損害賠償請求権の不存在が明らかであって、訴えの提起等が違法となる余地があるものと解される。

たとえば、一私人がいわゆるゴシップ

雑誌の出版社を訴える場合と異なり、大企業がいわゆる告発本の出版社や著者を訴えるときには、ややもすればそれが批判的言論の抑圧を意図していると思われるかねないのであり、提訴することにより相手方が被告という立場に否応なしに立たされ、経済的および精神的に多大な負担を余儀なくされることも考慮すれば、このような提訴にあたっては、その表現内容が事実か否かについてはきわめて慎重に検討し、社内において関係者から事情を一通り聴取するのみならず、存在している客観的証拠とも照合し、場合によっては、相手方がどのような根拠に基づき記事を執筆したのかについても、ある程度は検討すべきものである。

## 提訴は批判的言論の抑圧

従前原告(武富士)らに対して投げかけられてきたさまざまな批判的言論に対し、原告らは、一貫して事実であっても否定してきたばかりでなく、対抗手段として提訴や刑事告訴という手段すら用いてきたものである。

原告にあつては、批判的言論については、内容の真偽にかかわらず、これを否定し、場合によっては訴訟等の対抗手段すらとるという方針を採用していたと評されてもやむを得ない。

原告は、本件各記述の内容が真実であるか否かについて、意に介すことなく、記事の中には真実の部分が含まれている蓋然性が多分にあるが、そうであったとしても一向に構わないとして、十分な調査を行なうこともなく批判的言論を抑圧する目的を持ち、訴訟を提起したものと推認するのが相当である。

## 武井保雄の責任

武井は、当事者尋問の期日に正当な理由なく出頭しなかったものである。民事訴訟法一〇八条は、当事者が当事者尋問に正当な理由なく出頭しない場合、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる旨定めている。本件においては証拠上、提訴の違法性が認定できることであり、民事訴訟法二〇八条をあえて適用するまでもないと

ころではあるが、「当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならぬ」とする民事訴訟法二条の規定の趣旨も鑑み、当裁判所は、同条を適用して、尋問事項に関する被告(新里弁護士)の主張を真実と認めることとする。

そうすると、「(武富士の闇を暴く)への(提訴)については、当時の代表取締役であった武井の意向により、本件書籍について名誉毀損に基づく損害賠償請求権が成立しないことを知りながら、あえて提訴に踏み切ったものと認められる。

提訴は、本件各記述の大部分について真実であり、その余の部分についても、原告(武富士)の社会的評価を低下させるものではなく不法行為を構成しないか、少なくとも真実であることに相当の理由があつて、請求が認容される余地のないことを知悉しながら、あえて、批判的言論を抑圧する目的で行なわれたものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして不当なものというべきであり、違法な提訴であると認められる。